

# 目次

〔本書の内容現在は平成一八年四月二一日です。〕

## 序章 関係

### 河川法制定の社会的背景

○河川法は、昭和三十九年に制定されたが、河川法制定に至った社会的経緯は何か。……………一〇一

### 河川法の要旨

○河川法とはどのような内容を定めた法律か。……………一〇四

### 旧河川法との相違

○河川法が制定されるまでは旧河川法が我が国の河川行政の基本的法典とされてきたが、

旧河川法はどのような法律であったのか。また、現行の河川法と比較してどのような点

が異なっていたのか。……………一五一

### 制定以後の河川法の変遷

○河川法制定以後の河川法改正経緯を問う。……………一五四

## 第一章 総則

### 第一条関係……………五〇一

○河川法の目的である「洪水、高潮等に災害の発生の防止」、「河川が適正に利用されるようこれを管理すること」、「流水の正常な機能が維持されるようこれを管理すること」及び「河川環境の整備と保全」とはそれぞれどのような意味を有するのか。……………五〇二

○河川を「総合的に管理する」とはどのようなことか。また、「総合的に管理する」と規定していることが、河川法上どのように反映されているか。……………五〇四

### 第二条関係……………五〇五

○「公共用物」の意義を問う。また、「河川は公共用物」であると規定したことはいかなる意味を有するのか。……………五〇六

○「河川の流水」の意義を問う。旧法においては「河川の流水」のみならず「河川並びにその敷地若しくは流水」は私権の目的とすることができないとされていたが、何故現行法においては「河川の流水」についてのみ私権排除規定を設けることとしたのか。……………五〇七

第三条関係……………六〇一

○河川とは何か。また、河川法にいう「河川」と社会通念上のいわゆる「河川」とは同じものか。異なるとするとどのような点で異なるのか。……………六〇二

○「河川の流水によって生ずる公利を増進する効用を有する施設」及び「河川の流水によって生ずる公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設」は、それぞれ具体的にはどのような施設を指すのか。また、旧法の「河川の附属物」とは異なるのか。……………六〇五

○第二項ただし書の趣旨を問う。……………六〇七

○旧法の適用されていた「河川の附属物及びその敷地」の取扱いを問う。……………六〇九

第四条関係……………七〇一

○一級水系は「国土保全上又は国民経済上特に重要な水系」とされているが、「国土保全上特に重要な水系」及び「国民経済上特に重要な水系」とはそれぞれどのような意味か。

また、一級河川に指定される水系は「国土保全上」及び「国民経済上」のいずれの観点からも重要である必要があるのか。……………七〇三

○「河川とは公共の水流及び水面をいう。」とされているが、「公共の水流及び水面」とはいかなる意味か。……………七〇九

- 昭和四十七年改正前は一級河川の指定については水系のみならず河川の指定も政令で行うこととされていたが、河川の指定を国土交通大臣が指定することとした理由を問う。……………七一
- 第一項による一級河川の指定に当たって、関係行政機関の長と協議し、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきくこととされている理由を問う。……………八〇一
- 政令で一級河川に指定された水系の全てが一級河川となるのか。一級河川とならない区間があるとすればその区間の法的な位置付けはどうなるのか。……………八〇三
- 二級河川又は準用河川について新たに一級河川が指定された場合の取扱いを問う。……………八〇六
- 現在の一級河川の指定状況を問う。……………八〇八
- 第五条関係**……………九〇一
- 二級河川と一級河川は重複しないのか。……………九〇三
- 二級河川の指定の考え方を問う。また、「公共の利害に重大な関係がある」とはどのような意味か。……………九〇四
- 公共の利害に重要な関係がある水系に属する河川のうち二級河川に指定されなかった河川の法的な位置付けはどうなるのか。……………九〇六
- 第六条関係**……………一〇〇一

- 「河川区域」の意義を問う。……………一〇三
- 第一号の「河川の流水が継続して存する土地」及び「草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地」とはそれぞれどのような土地か。また、当該土地から「河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地」が除かれた理由を問う。……………一〇五
- 第二号の「河川管理施設の敷地である土地の区域」とは、どの範囲として考えればよいか。……………一〇七
- 第三号の土地の区域は具体的にはどのような土地の区域か。……………一〇八
- 第五項の趣旨を問う。……………一〇一
- 「高規格堤防」とはいかなるものか。……………一〇三
- 高規格堤防特別区域とは何か。また高規格堤防特別区域を指定することによる具体的なメリットを問う。……………一一五
- 新たに樹林帯制度を創設した理由を問う。……………一一七
- 第六項で保安林との調整規定を設けた理由を問う。……………一一九
- 第七条関係**……………一三〇一